

分類	質問	回答
<b>事業全般</b>		
1	事業の趣旨を教えてください。	光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を目的として、「しが省エネ家電買替特別支援事業」を実施する。
2	対象者を教えてください。	滋賀県内の対象店舗において、対象製品(新品)を購入し、自らが居住する滋賀県内の自宅に設置した者が対象となります。そのため、企業(法人)やお店、個人が事業に使用する目的で購入・設置する場合は、支援対象外となります。
3	滋賀県内に居住していれば、住民票が滋賀県外でも対象になりますか？	住民票が滋賀県外であっても、県内に居住していることがわかる書類(公共料金の明細書等)で確認できる場合は対象となります。居住地の確認は、対象製品購入店舗で実施します。
4	支援内容を教えてください。	実施期間中、対象店舗において対象製品(新品に限る。)を購入し、自らが居住する滋賀県内の住宅に設置した者に対し、購入品の統一省エネラベルに応じたポイント等を交付します。 (エアコン・冷蔵庫) ・家電製品の統一省エネラベル多段階評価値(★の数)が一定水準以上のもの ※★4.0以上20,000円 ★2.0以上10,000円 ・本体価格(税別)が80,000円以上の製品であること
5	キャンペーン対象期間前に購入・設置したものは対象外ですか？	対象となりません。対象期間内に購入・設置し、かつ申請受付期間内に申請した場合に限り対象となります。
6	実施期間について教えてください。	登録店舗募集申請期間:2023年6月23日(水)~2023年11月30日(木) 購入対象期間:2023年7月14日(金)~2024年1月31日(水) ポイント申請対象期間:2023年9月14日(木)~2024年2月16日(金) ※予算の上限に達し次第、早期終了する場合がございます。
7	支援規模を教えてください。	2億5千~650万円を想定しており、期間終了前に予算の上限に達した場合は早期終了となります。
8	支援対象品目をエアコン、冷蔵庫に限定した根拠を教えてください。	本事業の目的は、家庭におけるエネルギー負担の軽減であり、具体的には、より省エネ性能の高い製品に買い替えることで、電気・ガスの消費を減らし、光熱費の負担を軽くしようとするものです。このため、家庭内のエネルギー消費量が大きい製品を対象としました。
9	購入対象を統一省エネラベル星2つ又は4つ以上としている理由を教えてください。	省エネが特に高効率で期待できる基準として統一省エネラベルの星の数が多い製品を対象にしつつ、ある程度、対象製品の数が確保できる範囲を設定しています。
10	ネットでの購入は支援対象になりますか？	ネットでの購入は支援対象となりません。
11	ポイント等の種類について教えてください。	下記となります。 (1)キャッシュレス決済サービスのポイント PayPay、QUOカード Pay、Amazonギフト券、楽天 Edy、Ponta ポイント、nanaco ギフト、WAON ポイント、au PAY、Google Play ギフトカード、Apple Gift Card (2)商品券 Quoカード、JCBギフトカード、パナソニックの店ギフトチェック
12	交付されたポイントについて、使用場所や使用期間の制限はありますか？	使用場所や使用期間の制限は設けておりません。
13	登録店舗、対象製品を知りたいです。	キャンペーン特設サイトに一覧を掲載しますので、そちらをご確認ください。
14	県内の自治体で同様の補助はありますか？	市町によっては、省エネ機器の購入に対し補助を実施している場合があります。対象製品や手続等の詳細については、各自治体にご確認ください。
15	財源を教えてください。	国の原油価格・物価高騰等の対応に係る「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用しております。
16	エアコンについて、旧基準(令和4年10月前の基準)により対象の可否を判断しても良いですか？	令和5年9月30日までは、旧基準での店頭表示も認められていることから、旧基準又は新基準のいずれかが要件を満たす場合は認められます。なお、10月1日以降は新基準での店頭表示のみであることから、旧基準での可否の判断は認められません。
17	申請回数に制限はありますか？	申請回数に制限はありません。ただし、対象製品を複数台購入した場合は1台につき1回ずつ申請してください。
18	他キャンペーン等との併用はできますか？	本キャンペーンで併用の制限は設けておりません。他の補助金の規定で制限がある場合は、そちらに従ってください。 (例) 併用可 ・県内市町が実施する同支援事業 併用不可 ・滋賀県スマートライフスタイル普及促進事業補助金 ・こどもエコすまいる支援事業 ・しが割
19	店舗の割引クーポン等を併用することは可能ですか？	可能です。ただし、店舗での割引等がある場合は、割引等後の購入金額(税抜)が要件に合致することが必要です。
20	メーカー発行の保証書とはどのようなものですか？	本キャンペーンで申請書類として認められる保証書は、家電本体や説明書等に付属する、型番等の記載があるメーカー発行の保証書に限ります。なお、型番等の記載がない場合は、購入店舗で型番を記載いただき、申請をお願いします。記載できない場合は、型番が記載されている取扱説明書等の表紙と当該説明書と一体の保証書を1枚の写真に収めたものを添付してください。
21	「購入日」とはいつですか？	注文日(注文書に記載の日付)または購入代金支払日(レシートや領収書に記載の日付、手付金も含む)のいずれか早い日を購入日とします。
22	予算の上限に達しそうなタイミングになったら連絡はもらえますか？	特設サイトにてお知らせいたします。
23	キャンペーンチケットを失くしてしまいました。再発行はできますか？	再発行はできません。
24	スマートフォンを使えない、どうしたらよいですか？	紙申請も可能です。その場合は相当金額分の商品券をお送りさせていただきます。
25	買い替えではなく新たに購入した場合も対象になりますか？	対象になりません。
26	リース品は対象になりますか？	対象になりません。新品(未使用品)の製品の購入を要件としています。
27	展示品を購入したが、対象になりますか？	対象になります。
28	業務用の冷蔵庫やエアコンは対象になりますか？	対象になりません。「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁)に登録されている家庭用機器が対象です。
29	家電量販店のオリジナルモデルも補助対象になりますか？	キャンペーン対象製品の要件を満たしていれば対象となります。なお、一部のオリジナルモデルについては、「省エネ型製品情報サイト」に掲載がない場合がありますので、メーカーや購入店舗にご確認ください。なお、説明書やパンフレットなど対象製品であることを確認できる書類を申請時に求める場合があります。
30	エアコンと冷蔵庫を合計し80,000円以上購入したが、対象になりますか？	購入金額(税別)が80,000円以上の製品が対象です。合計金額ではありませんので、各購入製品で80,000円未満の場合は対象になりません。
31	各種のポイントを使用して支払った場合も対象になりますか？	対象になります。使用したポイントも支払額の一部とします。
32	個人が購入した対象製品を事業所に設置する場合、対象になりますか？	対象になりません。
33	店頭で統一省エネラベル★2.0以上の掲載があったが、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」(https://seihinjyoho.go.jp/)・特設サイトで型番が確認できない。	資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」(https://seihinjyoho.go.jp/)に掲載がない製品は原則対象ではありません。なお、一部のオリジナルモデルについては掲載がない場合がありますので、店舗やパンフレットなどで省エネ性能が同等の製品であることを確認してください。なお、説明書やパンフレットなど対象製品であることを確認できる書類を申請時に求める場合があります。

分類	質問	回答
<b>ポイント等申請</b>		
1	ポイント等を申請する流れを教えてください。	対象製品を購入された方は、購入店舗でキャンペーンチケットを受け取っていたか、チケットに記載された認証コードから申請フォームに進んでください。申請フォームに必要な事項の入力、証拠書類を添付し、申請してください。
2	入力フォームにおいて、証拠書類はどのように送付したらよいですか。	スマートフォン等で写真を撮影し、データを添付してください。なお、不明瞭で内容を確認できない場合は、事務局から再度送付をお願いする場合がございます。
3	インターネットを使えない場合、どのように申請したらよいですか。	申請用紙に必要な事項を記入するとともに、必要書類の写しを添付し、事務局あて郵送またはファックスにて提出してください。
4	郵送で申請する場合、添付書類は原本を提出してもよいですか。	原則、写しをご提出ください。原本をご提出いただいても問題ありませんが、提出された申請書類一式は返却できません。
5	申請用紙にて申請をしたいが、用紙はどこで手に入りますか。	特設サイトからダウンロードいただくか、登録店舗でお受け取りください。登録店舗では、「申請用紙をください。」とお伝えください。
6	複数台購入した場合、手続きはどのようにしたらよいですか。	入力フォームより申請いただく場合は、1台毎にお手続きをお願いします。申請用紙より申請いただく場合は、送付は1回にまとめていただいても結構ですが、申請用紙は必ず1台毎に記入をお願いします。
7	入力フォームからの申請で、商品券への交換は選択できませんか。	入力フォームからのお手続きでは、ポイントへの交換に限らせていただいております。本事業はCO2排出量の削減を主たる目的の一つとしており、配送等によるCO2の排出を減らすためにも、ポイントへの交換にご協力をお願いします。
8	申請フォーム(申請用紙)において、買替前製品の情報を記載する欄があるが、分からない場合どのようにしたらよいですか。	買替前製品の情報については必須項目ではありません。やむを得ず記載できない場合は、空欄でご提出ください。なお、買替先であることの確認ができるよう、必ず家電リサイクル券等の証拠書類の添付をお願いします。
9	申請フォーム(申請用紙)において、交付金額を記載する欄がありますが、金額はどこで分かりますか。	統一省エネラベル★2以上、★4.0未満の場合は10,000円分、★4.0以上の場合は20,000円分のポイント等を交付申請することが出来ます。統一省エネラベルは資源エネキー庁「省エネ型製品情報サイト(https://sehinjyoho.go.jp/)」もしくは特設サイトでご確認ください。
10	登録店舗でないお店で対象製品を購入したが、申請は出来ませんか。	登録店舗で対象製品を購入された場合が、交付対象となります。なお、対象製品を購入されたのに、購入店舗が登録店舗に登録された場合も、購入・設置対象期間内であればポイント等交付申請をしていただけます。その場合は、店舗にてキャンペーンチケットのお受け取りをお願いします。
<b>店舗申請</b>		
1	登録店舗の申請方法について教えてください。	「[省エネ家電買替購入応援キャンペーン]特設サイトの募集フォームよりメールアドレス等の登録をお願いします。登録したメールアドレス宛に申請フォームの URL を送付しますので、そこから手続きをお願いします。
2	メールアドレスが無くても登録できますか？	基本的にはオンライン申請いただき、メールでのご連絡となりますので、メールアドレスが必要となります。ご対応が難しい場合は、申請用紙を郵送にて送付いただくことでご対応いたします。
3	郵送で登録店舗申請をしたい。どうすればいいですか？	申請方法についてご案内いたしますので、加盟店様専用コールセンターまでお問い合わせください。TEL:050-5526-8803(受付時間:9時~15時(土日祝日を除く))
4	審査結果はいつ届きますか？	申請をいただいていたから約1週間を目途に登録いただいたメールアドレス宛に審査結果を通知いたします。郵送でお申込みいただく場合、審査結果をお電話でお知らせいたします。
5	審査結果メールが届きません。	迷惑メールに分類されていたり、ドメイン受信拒否設定がされている可能性がございますので、今一度確認をお願いいたします。ご不明な場合は、コールセンターまでお問い合わせください。
6	個人のメールアドレスでの申請は可能ですか？	可能です。 承認結果等のお知らせをお送りさせていただきますので、どのメールで受け取るかのご判断は店舗様にてお願いいたします。
7	申請の際、メールアドレス1つにつき1店舗しか申請できないのですか？	1つのメールアドレスで複数店舗申請可能です。ただし、申請は1店舗ごとの申請となります。
8	県内に複数店舗を持っていますが、複数店舗同時申請は可能ですか？	1つのメールアドレスで複数店舗申請可能です。但し、申請は1店舗ごとの申請となります。
9	参加店舗の役割を教えてください。	対象製品購入促進のための広報宣伝(申請までの助言含む)、販売、対象製品購入者に対するキャンペーンチケット手交をお願いします。なお、事業開始前に事務局から参加店舗承認通知を発信するとともに、登録された店舗に対し、マニュアル等を送付する予定です。
10	参加店舗登録申請の審査はどのような内容なのか。	3つの観点にて実施しております。 ①住所等入力不備の確認 住所等の入力間違いがないか確認 ②店舗の所在確認 HPやGoogleマップ等の情報から、滋賀県内に実店舗として所在していることを確認(必要に応じて、架電確認も行います。) ③その他の要件 募集要項に同意いただいていることを確認
11	「スターキット」とは何か。	加盟店マニュアルの他、本キャンペーンを告知いただくための「チラシ」「ポスター」「ステッカー」及び、対象製品購入者へ配布いただく「キャンペーンチケット」等となります。
12	滋賀県内に実店舗あり。ECサイトでの販売もやっている。ECサイトで販売時もキャンペーンチケットを配布してはいいのかな。	ネットでの購入は支援対象となりません。
13	余ってしまったキャンペーンチケットはどう処理すればいいのかな。	後日ご案内いたします。
14	メールアドレス入力後(申請画面でメールアドレス入力後に送られてくるURL付きメール)のURLにアクセスできなくなりました。どうすればいいか	URLの有効期限はないので何度でも入れます。またメールを見失った場合でも募集ページからアドレスを登録いただければ再度自動配信メールが送付されます。
<b>参加店お問い合わせ</b>		
1	購入者の居住地の確認は何をもとに実施すればいいのか	身分証の提示等により、購入者が滋賀県に在住であることを確認してください。 【本人確認書類】 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証、公共料金の領収書、官公庁発行の印刷物など ※既に住所や氏名が登録された会員カードがある場合は、店舗登録情報により確認できれば可能となります。
2	割り振られるキャンペーンチケットの枚数は店舗の規模により異なるのか。	店舗によって配布されるチケット枚数は異なります。
3	参加店舗の役割の一つに「対象製品購入促進のための広報宣伝」とあるが、店頭に出せるPOPなどは用意してもらえるのか。	事前に参加店舗様宛にツール(チラシ、ポスター、ステッカー)を送付させていただきます。またホームページからもダウンロードが可能です。
4	予算の上限に達しそうなタイミングになったら連絡はもらえるのか。	早期終了が想定される際、キャンペーン終了の2週間前を目途に通知(メール配信)することを想定しております。
5	定期的な配布枚数の報告は必要か。	定期的な配布枚数の報告は不要です。
6	キャンペーンチケットを配布しきってしまった。追加配布はあるのか。	追加配布いたしますので、必要枚数を加盟店向けコールセンターまでお教えください。
7	キャンペーンチケットの破損、汚損はどのような対応をしたらいいか。	加盟店向けコールセンターまで追加交付が必要な枚数をご連絡ください。破損・汚損したチケットの取扱いについてはコールセンターの指示に従ってください。

10	新製品について支援対象となるのか。	省エネ製品情報サイト( <a href="https://seihinjyoho.go.jp/">https://seihinjyoho.go.jp/</a> )が更新され次第、対象商品となります。対象製品の情報については、キャンペーン特設サイトの一覧を随時更新いたします。																	
11	購入者にポイント申請方法について聞かれたが、どのコールセンターを案内すれば良いのか。	お客様向けのコールセンターを設置しておりますので、お客様専用コールセンターまでお問い合わせください。TEL:050-5526-9334(受付時間:9時~17時(土日祝日を除く))																	
12	対象商品を購入していない人に、キャンペーンチケットを渡してしまった。どうすればいいか。	キャンペーンチケットを使用せず、返却いただくよう購入者へご案内ください。																	
13	キャンペーンチケットは購入商品数分渡せばいいのか、1回の買い物につき1枚か、同じ人でも購入時期が異なった場合は複数枚渡していいのか。	キャンペーンチケットは購入時期に関わらず、1製品につき1枚お渡しください。																	
14	対象製品設置に係る説明書がない場合「誓約書を購入者に渡す」とあるが、フォーマットはあるか?ない場合、何を記載すればいいのか。捺印は必要か。	誓約書は送付するスターターキットに同封しております。また、特設サイトからもダウンロード可能です。店舗様では、店舗名の捺印・担当者の記載が必要です。																	
15	対象製品の返品があった場合、事務局に連絡し、対象者の住所・氏名・キャンペーンチケットの番号を報告の上、レシート画像を提出とあるが、レシート画像はどうやって提出するのか。	キャンペーン事務局宛てにご送付ください。 〒550-0015 大阪府大阪市西区南堀江3丁目9番13号 堀江家具WESTビルディング 4階株式会社ギフトパッドしが省エネ家電買替応援キャンペーン事務局 宛																	
16	対象製品の返品があった場合、キャンペーンチケットも対象者から返還してもらおうとしますが、返還してもらったキャンペーンチケットはどうすればいいのか?他の購入者に渡してよいのか。	キャンペーンチケットは破棄してください。																	
17	市町村で独自に実施している省エネ家電購入キャンペーンとの重複申請は可能か。	本キャンペーンで制限は設けておりません。重複申請の可否は各市町村へご確認ください。																	
18	対象製品の設置後に代金を支払う場合、キャンペーンの対象か。	購入・設置対象期間内の設置およびお支払いであれば、対象です。購入・設置対象期間:2023年7月14日(金)~2024年1月31日(水)																	
19	対象製品を同居しない親の代わりに購入して、親の家に設置する場合、キャンペーンの対象か。	本キャンペーンは「自らが生住する滋賀県内の住宅に設置した者を対象とするため、原則として対象外です。ただし、親の名義で行われた購入契約であれば、キャンペーンの対象となります。																	
20	印鑑は事務局から発送してもらえるのか。	事務局からの発送はございません。当該購入に係る領収書又はレシートに店舗の捺印等キャンペーンチケットを配布したことが分かるサインをしてください。																	
21	購入者がインターネット機器を所有していない場合、ポイント申請はどのように行うのか。店舗側で対応が必要なのはありますか。	まずはご家族の方に申請を手伝っていただけるかどうかをご確認お願いいたします。手伝っていただくことが可能な場合、ポイント申請者名義が購入者名義と一致するように申請していただくことをご案内ください。ポイントの受取につきましては、審査が承認となった際、ご登録のメールアドレスにポイント交換ページへのログインURLをお送りしますので、そこから商品券にて受取のお手続きが可能です。ご家族の方に手伝っていただくことが難しい場合は、紙申請をご案内ください。必要な場合は申請書を配布いただくなどご配慮をお願いします。																	
22	レシートにはどのような記載が必要ですか。	購入日時、店名、型番・JANコード等の製品を特定できる番号、購入台数、購入金額が確認できるようにしてください。購入金額は本体価格(税抜き)が表記されていることが望ましいですが、やむを得ず記載できない場合は、レシート内で本体価格が計算等で判明できるようにしてください。本体価格の判断がつかないものは申請に使用できませんので、必要事項を記載した領収書を別に発行してください。																	
23	対象製品を2台まとめて購入された場合、レシートは製品毎に必要ですか。	1台毎の型番や購入金額等が確認できるようであれば、1枚のレシートでも構いません。																	
24	エアコンの省エネラベルについては、令和4年10月1日付けで改正されたところであるが、令和5年9月30日までは、従前のラベルによることができることとなり、小売事業者によって表示にばらつきがある状況である。対象製品の考え方を教えてください。	考え方は以下のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>購入日</th> <th>統一省エネラベル 多段階評価</th> <th>ポイント等付与額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">エアコン</td> <td rowspan="2">令和5年 9月30日以前</td> <td>旧基準又は新 基準のいずれ か</td> <td>★4.0以上 ★2.0以上 ★4.0未満</td> <td>20,000円分 10,000円分</td> </tr> <tr> <td>新基準</td> <td>★4.0以上 ★2.0以上 ★4.0未満</td> <td>20,000円分 10,000円分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和5年 10月1日以降</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	購入日	統一省エネラベル 多段階評価	ポイント等付与額	エアコン	令和5年 9月30日以前	旧基準又は新 基準のいずれ か	★4.0以上 ★2.0以上 ★4.0未満	20,000円分 10,000円分	新基準	★4.0以上 ★2.0以上 ★4.0未満	20,000円分 10,000円分		令和5年 10月1日以降			
品目	購入日	統一省エネラベル 多段階評価	ポイント等付与額																
エアコン	令和5年 9月30日以前	旧基準又は新 基準のいずれ か	★4.0以上 ★2.0以上 ★4.0未満	20,000円分 10,000円分															
		新基準	★4.0以上 ★2.0以上 ★4.0未満	20,000円分 10,000円分															
	令和5年 10月1日以降																		
25	県内在住者の家に設置する対象製品を、別名義の方のクレジットカードを使用して購入されたため、別名義の方の名前がレシートに記載された。問題ないですか。	購入レシートで確認させていただくのは、№22に記載する事項になりますので、名義が異なっても問題ありません。																	
26	キャンペーンチケットを紛失された場合、再配布してもよいですか。	再発行は認められません。																	
27	レシートや領収書の中にキャンペーン対象外製品が含まれていても問題ありませんか。	問題ありません。ただし、キャンペーン対象外の製品が含まれている場合は、対象製品本体の購入金額(税抜)が確認できることが必要です。																	
28	手書きの領収書でも大丈夫ですか。	問題ありません。ただし、№1の項目が確認できることが必要です。																	
29	メーカー保証書に店舗印がありませんが、店舗印は必須ですか。	必ずしも店舗印は必要ありません。ただし、型番等の製品を特定できる番号を必ず記載してください。																	
30	参加店舗の役割を教えてください。	対象製品購入促進のための広報宣伝、各種助言(申請までの助言含む)、販売、対象製品購入者に対するキャンペーンチケット手交をお願いします。なお登録店舗には、マニュアルを送付しますので、詳しくはマニュアル等によりご確認ください。																	
31	購入に伴い付与される各種のポイントは購入額から減額されますか。	購入額から減額しません。																	